総会議事録(第2回)

- 1 開催日時 令和3年5月26日(水)14時00分~
- 2 開催場所 大会議室
- 3 出席委員(16名)
 - 〇農業委員(16名)

会 長 11番 田添 利弘

 1番 城山 正巳
 2番 浅井 和巳
 3番 山口 明美
 4番 渡邉 重徳

 5番 田川 康浩
 7番 山口 光則
 8番 吉崎 邦幸
 9番 朝長 洋子

 12番 高見
 健 13番 渡邊 和秋 14番 冨岡 勝真 15番 寺坂 哲郎

16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

- ○農地利用最適化推進委員(○名) 新型コロナ感染拡大のため出席要請せず
- 4 欠席委員
 - 〇農業委員(2名)

10番 松下 善光 19番 山道喜久美

5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件

第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件

第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件

第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件

第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件

報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件

報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(相続税)

6 事務局局長平地俊夫

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第2回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

〇会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。10番農業委員、19番農業委員から欠席の届出があっております。

〇会長

次に、本日の議事録署名人を、2番農業委員、17番農業委員にお願いします。

4 議事

〇議長

それでは、1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番福重、今富町の農地、地目畑、面積381㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため申請するものであります。誓約書によると、普通野菜を 栽培する計画で、反当り100kgの収穫見込みとなっています。

〇議長

それでは、1番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

譲受人はですね、現在、カーネーションを親子並びに雇用をしながら経営をされてるというような農家でございます。この上もですね、父親の所有でございます。ここを一枚にされるかどうかはわかりませんけど、上の畑が昨年の大雨で、この杉の木のところが土砂崩れになっておりまして、今は耕作もできないという状況でございます。続柄の土地でございますので、ここを開拓して野菜を作るということでございますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

〇議長

1番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番福重は許可することとします。

続いて、2ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番鈴田、中里町の農地、地目田、面積62㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が駐車場を整備するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種 農地です。

被害防除計画では、盛土1.5m、法面保護をするとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

〇議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここはですね、10年ほど前まではですね、譲渡人が耕作をされておりましたけども、高齢ということで、もう、その後は保全管理状態でございました。奥の方に里道が残っておりまして、これは最近になってわかったことらしいんですけども、計画によればその部分は残して、盛土をして駐車場を造るということでございましたので、これは問題ないかと。ただ、この田んぼ前後に用水路が通っておりまして、この図面右側の公衆用道路の脇あたりにですかね。そこら辺にこの田を通って田ごしの水路で下の方にもずっと田んぼに引く用水路がつながっております。この間、みんなで見て回ったんですけど、その時には、用水路を残してもらえればあとは問題ないんじゃないかということであったわけです。その後、役所まで行ってですね、ちょっと確認をしてもらいました。そしたら、担当の方が問い合わせて、用水路は確保するということでしたので、特に問題はないんじゃないかと思われます。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番鈴田は、許可相当とします。 続いて2番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、松並2丁目の農地、地目 雑種地 現況は畑、面積1,019㎡、併用地を含めた全体面積1,055.51㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地4区画を建設するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O.2m~1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

〇議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

日曜日に4人で現地確認に行ってきました。周りに農地はなくて、そこの畑も雑種地として見られるように、もうやぶみたいになっていました。それで、擁壁も設けられて、汚水排水とかも公共下水道に流され、雨水も水路に流されるということなので、別に何も問題はないと話しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。 続いて3番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積210㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、境界コンクリートを設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺

に農地はありません。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

〇議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明されましたとおりです。場所はですね、農振外の第3種農地で、210 ㎡でございます。お父さんの土地でございますが、奥にお父さんのお住まいがありまして、前は市道でございます。横も市道です。別に農地も周辺にありませんで、何ら問題ないと考えております。ご審議お願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。 続いて4番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、富の原2丁目の農地、地目 田、現況は畑、面積918㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が従業員用駐車場として利用するために転用するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O. 4m、土留め工事をするとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

〇議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

東側が譲受人のトラック駐車場です。北側、西側も市道ですね。南側に一つ畑がございますけども、今、譲受けの畑と隣の畑には境界がきちっと擁壁がついてある状態です。何ら問題ないと思います。

○議長

4番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。 続いて5番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積2,962.85㎡、実測面積2,965.37㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地11区画と道路を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O. 1~O. 8m、擁壁を設けるとなっています。また、建物を建築する際には、農地境界から極力距離を取るとなっています。雨水排水は既存側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局の方から説明がありました。ここはですね、だんだん宅地が迫ってきておりますけど、田んぼが残っているところで、水道、下水道、来ていますので、宅地には良いところではないかと思います。以上でございます。

○議長

5番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

○委員

この場合、例えばヘリなんかが防除できんでって、その時に何も言われないもんですかね。 今、一番問題なのはそこだと思います。結局、年を取って駆除できないからヘリに頼むのに、 近く家が建ったばかりに駆除をしてもらえなくなる。絶対もうしないですもんね、家が建っ たら。

○事務局

そこまで支障が出るっていうようなことで、農業委員会から意見が付せるのかどうかっていうところまではちょっと、どうでしょうかね。言えないのではないかなと思います。

〇議長

過去においてはですね、そういうことを申し立ててきたこともあり、それで無人へり防除 のことを近くの地主の方が言われてますけども、だんだんそれもなし崩しになって、やはり もう竹松の黒丸あたりはだんだん無人へりでの防除ができないようになってる。

〇委員

しょうがないところですかね。わかりました。

○議長

例えて言えば、三城小学校の横の大上戸川ですかね、隣のところに昔の水道局の下の方に、 すでにあったわけですけども、そこら辺もそういう近隣の地主の方から言われて、そういう 申し立てをしていたわけですけども、そしたらもう一遍に宅地になってしまったんですけど。

○委員

地主さんを知ってるんですけど、もうヘリができないから売られた。ほとんど反対に、も うしてもらえないから、だんだんそうなるんじゃないかなと。駆除できないからちょっとで も抵抗できないものかなと思って聞いたんですけどね。

○委員

農業委員会としては一言、この隣に農地があるっていうことが事前にわかった上での開発なので、その防除関係とか、トラクターで耕うんしたりとかっていう、そういうことは必ずあるので、わかった上での売買をしてくださいっていうような念書っていうか、そういうことをしてもらうというのが。

○委員

昔は同意書がいったんですけど、今いらないんですよ。

○事務局

転用の基準として問題ないのであれば、そういう意見で進達することになると思いますけど、一つご提案として、これが大村市の土地開発協議会の案件になっており、今週末に土地開発協議会が開催されますので、その際に、そのような周辺の農地とのヘリ防除などの関係があるので、その辺りの説明を購入者や事業者側に十分に説明をした上で、開発を進めてくださいというような意見を述べるという形ではいかがでしょうか。

〇議長

今の意見でよろしいでしょうかね。そういうことで、よろしくお願いいたします。 そいうことで、許可相当ということでよろしいでしょうか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。 続いて6番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番福重、今富町の農地、地目 畑、面積505㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当します。また、転用に係る面積基準500㎡を超過していますが、進入路の面積が47㎡あることから、住宅を建築するための有効面積は458㎡となるとの理由が付されています。

被害防除計画では、切土2.3m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

〇議長

それでは、6番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

隣はもう民家が建っておりまして、この2メートルぐらい右側はちょっと段差があるんですけど、ここは家庭菜園をされてる状況でございます。住宅が建っても、何ら問題はないんじゃないかというふうに判断をしておりますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

○議長

6番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、6番福重は、許可相当とします。 続いて、7番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、草場町の農地、地目 田 現況は畑、面積415㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっており、建物は高さを加減するとなっています。雨水は既存の道路側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、北東側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知

らせを確認しております。

〇議長

それでは、7番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

北側に農地があるということでございます。ここはまず、3 メートルぐらいの段差がありまして、そう作物に影響があるような場所ではないというふうに見ておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

7番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。 続いて、3ページ8番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番福重、草場町の農地、地目畑 現況は雑種地、合計面積300.43㎡、賃貸人及び 賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が事業で使用する資材置場 として利用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。本件は、3 月総会において違反転用について審議したものであり、その後県から追認許可申請相当とし て通知があったことから今回転用申請するものです。

県の判断の理由としましては4つありまして、一つ目は、当初から申請していれば許可相当であったと判断されること、二つ目は、当該違反転用により周辺農地や農業への影響がないこと、三つ目は、原状回復は困難と判断されること、四つ目は、違反者は故意に違反したのではなく、また、過去に違反転用を行ったことが無いことが判断の基となっております。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には農地はありません。資金については、新たに工事を行う予定は無いことから不要となっています。

〇議長

それでは、8番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは3月に違反転用について審議していただいて、その後、追認許可申請相当と判断していただきまして、今回の転用申請となっております。ほとんど変わらない状況ですけど、

他に被害を及ぼすことがなく、兄弟間での貸し借りということで、本当に優良耕作者で、許可相当だと思い、皆さんで判断してきました。よろしくお願いいたします。

〇議長

8番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、8番福重は、許可相当とします。 続いて9番松原、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番松原、松原本町の農地、地目 田 現況は田と畑、全体面積985㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、分譲宅地4区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。 資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証 を所持しております。

○議長

それでは、9番について、松原地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここはですね、周りは宅地、それから公園ということで、ぽつんと田んぼがあった状態です。前からですね、ここは小学校の体験学習として、田植えをしたり、稲刈りをしたりしておられましたけれども、この度、この案件が出ております。前には側溝がありますし、また、下水道も通っておりますので、何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

9番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、9番松原は、許可相当とします。

お諮りします。10番松原と、11番松原は隣接地で譲渡人が同一人物ですので、一括し

て審議することにご異議ありませんか。

く異議なし>

〇議長

ご異議がありませんので、10番松原と、11番松原は、一括して審議することとしま す。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番松原、松原1丁目の農地、地目 畑、面積215㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、水路を挟んで北側に農地があります。資金については、残高証明書と住宅ローン保証会社の事前審査結果のご連絡を確認しております。

11番松原、松原1丁目の農地、地目 畑、面積366㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、水路を挟んで北側に 農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、10番、11番について、松原地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここはですね、譲渡人の家の前のところにある畑でございます。この譲受人は、甥に当たられるそうで、どちらとも兄弟ということです。北の方に水路とありますけれども、これは昔、生活用水で使ってあったと思うんですけど、これはもう今はないような状態になっております。それで、前には市道に下水道が通っておりますし、また、側溝がありましたので、雨水排水、汚水も問題ないと思って見てきました。よろしくお願いします。

〇議長

10番松原、11番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、10番松原、11番松原は、許可相当とします。

続いて4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。1番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」、

1番西大村、森園町の農地、地目 畑、面積866㎡、所有者及び転用者は、記載のとおりです。当該地は、令和元年7月に2年間の一時転用許可を得ていますが、隣接する住宅展示場を引き続き利用する需要が見込めることから、申請地を来客用及び従業員用の駐車場として1年間期間を延長して利用したいということで計画変更申請書を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、整地は終了しており、現状のまま利用するとなっています。周辺に農地はありません。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。資金については、農地復元計画書が提出されており、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

日曜日に4人で見て来ました。別に何もそのまま、また1年間使用したいっていうことで、 周りに畑もなく、駐車場として使われるので、雨水とか、側溝がありますので、何も問題は ないんじゃないかと思い、見て来ました。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村については承認相当とします。

続いて5ページ、第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。 1番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番大村、玖島3丁目の農地、地目畑 現況 原野、面積27㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、原野化しているとなっています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、ジグザグの道路の際で、畑というより、法面っていう感じのところです。周囲が 放棄地ですね。何も言うことないと思います。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。 続いて、2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、水計町の農地、地目 畑 現況 山林、面積490㎡、申出人及び利用者は、 記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、山林化しているとなっています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

写真をご覧のとおり、もう山林化しておりますので、問題はないと思います。

○議長

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。 続いて、6ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議 題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番三浦 西部町の農地、地目 田、合計面積2,233㎡、貸付申込者及び借入申込者

は記載のとおりです。

申込者は野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番福重 草場町の農地、地目 畑と田、合計面積1,123㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は飼料作物の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。

続いて、7ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」 を議題としますが、本議案は、8ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用 配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

く異議なし>

〇議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。 事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」 及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案1番萱瀬、第7号議案1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,313㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで

す。申込者はアスパラの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案2番福重、第7号議案2番福重、草場町の農地、地目 田、合計面積2,827㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稲の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

ご異議がありませんので、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、9ページ、報告第1号「農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告 の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件」、1番大村、木場1丁目の農地、地目 田、面積800㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。本案件は、次の報告第2号と関連があります。

〇会長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

〇議長

それでは次に、10ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の 合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番大村、 木場1丁目の農地、地目 田、面積800㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解 約理由は、双方による合意解約です。

〇議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

○議長

続いて、11ページ、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について(相続税)」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- 相続人(猶予者)が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の異動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

〇議長

それでは、報告第3号について、何かご質問等はありませんか。

<意見なし>

〇議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。